

## 地方税財政に関する課題対応について

地方が自らの責任において少子・高齢化対策や地域経済の活性化、住民の安全・安心の確保等、住民ニーズの多様化・高度化に的確に対応し、地方創生を推進していくためには、地方税財源の充実と安定確保が不可欠である。

「経済財政運営と改革の基本方針 2018」で定められた新経済・財政再生計画において、2021 年度までの地方一般財源総額確保の方向性が示されたところであるが、各種政策の成果を、地域の隅々にまで行き渡らせるためには、国と地方が一体となって強力な地域経済対策を引き続き講じていかなければならぬ。

国においては、厳しい地方財政の現状や地域経済の実情を勘案しつつ、以下の項目について、適切に対応するよう求める。

### 1 安定的な財政運営に必要な地方税財源の確保・充実

#### (1) 地方一般財源総額の確保・充実

新経済・財政再生計画において、2019 年度から 2021 年度までを「基盤強化期間」と位置づけ、地方一般財源総額を 2018 年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされた。この方針に基づき、まち・ひと・しごとの創生の推進をはじめ、社会保障関係費の増嵩への対応、公共施設の老朽化対策、大規模な災害に備えた防災・減災対策などを十分に行えるよう、適切に地方財政計画に計上し、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額の確保・充実を図ること。

#### (2) 交付税総額の確保

地方交付税については、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう総額を確保するとともに、予見可能性を向上させ、持続可能な制度となるよう、法定率の引上げも含めた交付税総額の安定的な確保を図り、臨時財政対策債に依存しない財務体質を目指すこと。また、臨時財政対策債の償還財源については、他の財政需要を圧縮することがないよう留意す

ること。

### **(3) 防災・減災対策のための地方財政措置の拡充**

地方においては、緊急防災・減災事業債や緊急自然災害防止対策事業債を活用して、東日本大震災等を教訓とした防災・減災事業を行っているが、当該措置は、原則として令和2年度までとなっている。

近年、豪雨や台風などが頻発化・激甚化しており、今後も防災・減災事業を更に強化していく必要があることから、対象事業の見直し・拡充を行い、当該措置の延長、又はそれと同程度の措置を講ずること。

### **(4) 地方の基金残高の増加に係る対応**

地方は金融、経済政策、税制等の広範な権限を有していないため、公共施設の老朽化対策や災害対応など様々な将来への備えについては、基金の取崩し等により収支均衡を図るほかない。そのため、国を上回る行財政改革や歳出抑制の努力を行う中で基金の確保など財政運営の年度間調整に取り組んでおり、地方の基金残高が増加していることをもって一般財源総額を圧縮するような措置を行わないこと。

## **2 持続可能な社会保障制度の確立**

令和元年9月、国においては「全世代型社会保障検討会議」を立ち上げ、少子高齢社会の中での社会保障制度の再構築に踏み出したところであるが、地方では全国より高齢化の進行が早く、社会保障費の増大は切迫した課題である。働く意欲のある高齢者の就業促進など支え手の拡大をはじめ、将来にわたり持続可能な社会保障制度の確立に向けた抜本的な改革を早急に進めること。

## **3 電気供給業等に対する収入金額課税制度の堅持**

令和2年度税制改正における電気供給業に係る課税方式の見直しについては、地方財政や個々の地方公共団体の税収に与える影響に一定の配慮がなされたところであるが、令和2年度与党税制改正大綱において、「電気供給業を含め収入金額による外形標

準課税については、地方税体系全体における位置付けや個々の地方公共団体の税収に与える影響等も考慮しつつ、その課税のあり方について、今後も引き続き検討する」とされている。収入金額課税は、行政サービスの受益に応じた負担を求める課税方式として、長年にわたり外形課税として定着し、地方税収の安定化にも大きく貢献するとともに、地元自治体から多大な行政サービスを受益している大規模施設に対して適切な負担を求める課税方式であることを踏まえ、今後とも同制度を堅持すること。

#### 4 ゴルフ場利用税の堅持

ゴルフ場利用税については、アクセス道路の整備・維持管理、廃棄物処理、地滑り対策等の災害防止対策など、特有の行政需要に対応するものであり、ゴルフ場所在地における地方の財政需要に対応する貴重な財源であることから、地方の厳しい財政状況を踏まえ、引き続き、現行制度を堅持すること。

#### 5 新たな過疎対策法の制定

令和3年3月末を期限とする現行の過疎地域自立促進特別措置法失効後も過疎地域の振興が図られるよう、新たな過疎対策法を制定すること。

なお、新たな過疎法においても、現行過疎地域を指定対象とすることを基本とし、現行法第33条の規定による「市町村の廃置分合等があった場合の特例」を引き続き設けるとともに、人口の絶対数など過疎地域の特性を的確に反映する指定要件等を設定すること。

また、過疎市町村が取り組む事業が円滑に実施できるよう過疎対策事業債及び各種支援制度の維持・拡充を図り、併せて都道府県においても過疎対策事業債の発行を可能とする等、必要な支援措置を図ること。

令和2年5月

九州地方知事会長

大分県知事 広瀬 勝貞